

# 労働・助成金情報 特急便

第 136 号 (2024 年 5 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

年に 1 度の労働保険料（雇用保険料と労災保険料）の申告と納付をする「年度更新」の時期が近づいてきました。年度更新の申告期限と納付方法について確認します。

## 【年度更新】

会社は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間を単位として、労働者負担分と事業主負担分の雇用保険料と労災保険料を計算して、年度ごとに概算で保険料を納付して、年度末に賃金総額が確定したあとに精算します。

労働保険料の額はすべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。

雇用保険料の労働者負担分は、雇用保険に加入している労働者の毎月の給与から控除をします。

【雇用保険料率】 令和 6 年度の雇用保険料率は変更ありません。

事業者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和 5 年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>7/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	7/1,000	3.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和 5 年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	<b>7/1,000</b>	<b>11.5/1,000</b>	7/1,000	4.5/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和 5 年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の雇用保険料率)

## 【労災保険料率】

令和 6 年 4 月 1 日から労災保険料率が改定されました

令和 5 年度の確定保険料は以前までの料率で、令和 6 年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で申告をします。労災保険料率は、事業の種類によって変わります。

## 【労働保険料の納付方法】

### ① 納付書（領収済通知書）による納付

金融機関の窓口で納付書を持参し、納付をします。

### ② 口座振替による納付

口座振替納付をご希望される場合は、口座振替納付開始を希望する納期に応じて、締切日までに申込用紙に必要事項を記入して、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

一度、口座振替納付の手続きをすると、毎年継続して口座振替を利用できます。

#### <メリット>

- ・ 手数料はかかりません。
- ・ 納付書による納付や電子納付の納期限よりも、保険料の引き落としにゆとりがあります。
- ・ 納付忘れや納付遅れがなくなります。

### ③ 電子納付による納付

e-GOV上で、利用する金融機関を検索し、遷移先の金融機関のインターネットバンキングにより保険料等を電子納付します。電子納付に必要な情報は「納付番号」「確認番号」「収納機関番号」です。

※e-GOVとは、各省庁が所管する行政手続きについて申請・届出を行うことができるサイトです。

## 【申告と納付の期間】

この期間に、申告書を提出して労働保険料を納付します。

『 令和6年6月3日～令和6年7月10日 』

申告書は5月末ごろ送付予定です。

<令和6年度の労働保険料の納期限（納付書・口座振替）>

	全期(第1期)	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

#### ※電子納付の納期限

口座振替を利用しない場合の納期限と同じです。

- ・ 第1期については、電子申請した場合のみ電子納付できます。  
\*当事務所にて手続きをしている場合は、電子申請をしているため電子納付可能です。
- ・ 第2期、第3期については、送付される納付書に記載の電子納付に必要な情報により電子納付できます。